

令和5年
7月1日から

電動キックボード等の 新しい交通ルールが始まります!

現行
道路交通法

電動キックボード等

原動機付自転車

令和5年7月1日から

電動キックボード等

改正
道路交通法
施行後

細分化

名称変更

新設

新設

免許必要

一般

原動機付自転車

・最高速度30km/h

免許不要

特定小型

原動機付自転車

- ・最高速度20km/h
- ・原則車道通行
- ・自転車道通行可
- ・ヘルメット着用(努力義務)

特例特定小型

原動機付自転車

- ・最高速度6km/h
- ・原則車道通行
- ・自転車道通行可
- ・路側帯や一部歩道通行可
- ・ヘルメット着用(努力義務)

緑色点灯

最高速度表示灯



緑色点滅



切り替え可能なものもある(走行中は不可)

16歳未満は運転禁止!!



運転前にどの車両区分に該当するか、
確実に確認しよう!

違反者は反則切符(青切符)等による
取締りの対象になるよ。

詳細は、下のリンク先で確認してね!

警察庁ウェブサイト
特設ページ



【警察庁】
特定小型原動機付自転車の安全利用
(特定小型原動機付自転車とは?)



【警察庁】
特定小型原動機付自転車の安全利用
(特定小型原動機付自転車の基本的なルール)



沖縄県警察本部